

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告 示

○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業支援課)	21
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	21
○知事権限に係る保安林の指定……………	(治山課)	21
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	21
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………	(治山課)	22
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	22
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	22
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	22
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	23
○道路の供用の開始……………	(道路課)	23

道人事委員会規則

○特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………	23
-------------------------------	----

道人事委員会告示

○準特地部局の指定……………	28
----------------	----

道収用委員会告示

○裁決手続開始の決定……………	32
-----------------	----

告 示

北海道告示第161号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年3月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成19. 3. 2	月形土地改良区
同	下川土地改良区

北海道告示第162号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（武徳北地区水田農業振興緊急整備（暗きょ））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成19年3月14日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年3月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第163号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成19年3月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 保安林の所在場所 苫前郡羽幌町大字焼尻字緑岡36の1・66（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 風害の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道留萌支庁産業振興部林務課及び羽幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第164号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成19年3月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 河東郡上士幌町字上音更87の3地先（次の図に示す部分に限る。）、86の6、87の3、113の4、118の3、119の4、120の2、120の3、128の3、字上音更西六線348の3、349の2、349の3、350の4、359の2、360

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 河東郡上士幌町字上音更東二線251の5地先・249の1・251の4・251の5・251の8（以上1筆地先4筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び上士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第165号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年3月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 虻田郡洞爺湖町洞爺町475の5

2 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

北海道告示第166号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成19年3月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 芦別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 紋別郡遠軽町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課並びに芦別市役所及び遠軽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第167号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成19年3月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 標津郡中標津町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室支庁産業振興部林務課及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第168号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成19年3月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 天塩郡幌延町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- （ア）次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
幌延町（次の図に示す部分に限る。）
- （イ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- （ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 天塩郡幌延町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- （ア）主伐は、択伐による。
- （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道留萌支庁産業振興部林務課及び幌延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第169号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成19年3月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 稚内市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年3月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 大 沼 公 園 線 北海道函館土木現業所	亀田郡七飯町字大沼町204番15地先（道道大沼公園鹿部線交点）から亀田郡七飯町字大沼町199番1地先まで	平成19. 3.13
道道 八 雲 北 檜 山 線 北海道函館土木現業所	久遠郡せたな町北檜山区富里69番1地先から 久遠郡せたな町北檜山区富里63番2地先まで	同 19. 3.20

道 人 事 委 員 会 規 則

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月13日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7－1118

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則7－357）の一部を次のように改正する。

第2条中「級別区分により別に告示する部局」を「別表に掲げる部局及び臨時的に置かれ

る部局で別に人事委員会が定めるもの」に改める。

第3条中「当該部局」を「別表」に改め、「級別区分」の次に「（前条の人事委員会が定める部局にあっては、人事委員会が定める当該部局の級別区分）」を加える。

第7条の見出しを削り、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（雑則）

第7条 任命権者は、人事委員会が定めるところにより、特地部局又は準特地部局の所在地における生活環境等の実情について人事委員会に報告するものとする。

附則第7項及び第8項を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条、第3条関係）

ア 道職員給与条例関係

支庁管内	所 在 地	部 局 名	級 別 区 分
石狩	石狩市厚田区厚田	石狩支庁石狩地区水産技術普及指導所	1級地
渡島	八雲町熊石鮎川町	水産孵化場道南支場	1級地
檜山	奥尻町字奥尻 奥尻町字球浦	檜山支庁奥尻地区水産技術普及指導所 函館土木現業所奥尻出張所	4級地
上川	中川町字誉	林業試験場道北支場	2級地
	占冠村字中央	占冠診療所	1級地
留萌	羽幌町大字天売字和浦 羽幌町大字焼尻字東浜	天売診療所 焼尻診療所	6級地
	増毛町暑寒沢 遠別町字本町1丁目 天塩町山手裏通11丁目 天塩町新栄通9丁目 天塩町字川口 天塩町字川口	水産孵化場道北支場 留萌土木現業所遠別出張所 留萌支庁留萌農業改良普及センター北留萌支所 留萌保健福祉事務所天塩支所 留萌保健福祉事務所天塩社会福祉事務出張所 留萌森づくりセンター天塩事務所	1級地
宗谷	礼文町大字香深村字トンナイ 礼文町大字香深村字トンナイ 礼文町大字船泊村字ウエンナイホ 利尻町杓形字泉町 利尻町杓形字日出町 利尻富士町鬼脇字金崎 利尻富士町鴛泊字栄町 利尻富士町鴛泊字栄町	宗谷支庁礼文地区水産技術普及指導所 香深診療所 稚内土木現業所礼文出張所 稚内土木現業所利尻出張所 宗谷保健福祉事務所利尻支所 鬼脇診療所 宗谷支庁利尻地区水産技術普及指導所 宗谷保健福祉事務所鴛泊社会福祉事務出張所	5級地

	浜頓別町中央北 浜頓別町南2条2丁目 浜頓別町緑ヶ丘7丁目 浜頓別町緑ヶ丘8丁目 浜頓別町緑ヶ丘8丁目 中頓別町字中頓別 枝幸町本町 枝幸町歌登西町 豊富町字上サロベツ	宗谷保健福祉事務所浜頓別支所 宗谷森づくりセンター 稚内土木現業所歌登出張所頓別事業所 上川農業試験場天北支場 宗谷家畜保健衛生所 宗谷支庁宗谷農業改良普及センター 宗谷支庁稚内地区水産技術普及指導所枝幸支所 稚内土木現業所歌登出張所 宗谷支庁宗谷農業改良普及センター宗谷北部支所	1級地
網走	斜里町ウトロ東 遠軽町白滝	ウトロ診療所 白滝診療所	2級地
胆振	苫小牧市字静川 洞爺湖町岩屋	苫小牧地方環境監視センター 洞爺少年自然の家	1級地
日高	えりも町字庶野	庶野診療所	1級地
釧路	釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目	阿寒湖畔診療所	2級地
	浜中町茶内橋北東	釧路支庁釧路農業改良普及センター釧路東部支所	1級地

イ 警察職員給与条例関係

方面管内	所 在 地	部 局 名	級 別 区 分
札幌	積丹町大字入舸町 積丹町大字余別町 新冠町字泉	余市警察署入舸駐在所 余市警察署余別駐在所 静内警察署泉駐在所	2級地
	石狩市厚田区厚田 石狩市厚田区望来 石狩市浜益区浜益 石狩市浜益区柏木 千歳市泉郷 千歳市支笏湖温泉 蘭越町目名町 蘭越町港町 神恵内村大字神恵内村 伊達市大滝区本町 洞爺湖町洞爺町 厚真町字上厚真 むかわ町穂別 日高町本町東2丁目 日高町字厚賀町	北警察署厚田駐在所 北警察署望来駐在所 北警察署浜益駐在所 北警察署柏木駐在所 千歳警察署泉郷駐在所 千歳警察署支笏湖駐在所 倶知安警察署目名駐在所 倶知安警察署港駐在所 岩内警察署神恵内駐在所 伊達警察署大滝駐在所 伊達警察署洞爺駐在所 苫小牧警察署上厚真駐在所 苫小牧警察署穂別駐在所 門別警察署日高駐在所 門別警察署厚賀駐在所	1級地

	平取町字荷負 平取町振内町 新ひだか町静内御園 新ひだか町静内春立 新ひだか町三石歌笛 様似町字幌満 えりも町字えりも岬 えりも町字庶野	門別警察署荷負駐在所 門別警察署振内駐在所 静内警察署御園駐在所 静内警察署春立駐在所 静内警察署歌笛駐在所 浦河警察署幌満駐在所 浦河警察署えりも岬駐在所 浦河警察署庶野駐在所				稚内市大字声間村字沼川 稚内市大字宗谷村字宗谷 猿払村鬼志別東町 猿払村知来別 南富良野町字落合 幌加内町字朱鞠内 天塩町字オヌブナイ 幌延町字問寒別	稚内警察署沼川駐在所 稚内警察署宗谷駐在所 稚内警察署鬼志別駐在所 稚内警察署知来別駐在所 富良野警察署落合駐在所 深川警察署朱鞠内駐在所 天塩警察署雄信内駐在所 天塩警察署問寒別駐在所		
函館	奥尻町字奥尻 奥尻町字青苗	江差警察署奥尻駐在所 江差警察署青苗駐在所	4 級地			下川町一の橋 美深町字恩根内 浜頓別町大通 5 丁目 中頓別町字中頓別 枝幸町本町 枝幸町歌登西町 稚内市大字抜海村字上ユーチ 富良野市字麓郷市街地 富良野市字東山 南富良野町字金山 占冠村字中央 深川市鷹泊 深川市多度志 幌加内町字幌加内 苫前町字力昼 羽幌町字築別 初山別村字有明 初山別村字初山別 遠別町字本町 4 丁目 天塩町新栄通 9 丁目 豊富町字上サロベツ 豊富町字上サロベツ西 14 線	名寄警察署一の橋駐在所 美深警察署恩根内駐在所 枝幸警察署浜頓別駐在所 枝幸警察署中頓別駐在所 枝幸警察署 枝幸警察署歌登駐在所 稚内警察署勇知駐在所 富良野警察署麓郷駐在所 富良野警察署東山駐在所 富良野警察署金山駐在所 富良野警察署占冠駐在所 深川警察署鷹泊駐在所 深川警察署多度志駐在所 深川警察署幌加内駐在所 羽幌警察署力昼駐在所 羽幌警察署築別駐在所 羽幌警察署有明駐在所 羽幌警察署初山別駐在所 天塩警察署遠別駐在所 天塩警察署 天塩警察署豊富駐在所 天塩警察署兜沼駐在所	1 級地	
	寿都町字磯谷町能津登	寿都警察署磯谷駐在所	2 級地						
	森町字本茅部町 八雲町熊石雲石町 長万部町字静狩 松前町字江良 松前町字赤神 上ノ国町字石崎 上ノ国町字扇石 上ノ国町字湯ノ岱 せたな町大成区都 せたな町大成区宮野 せたな町北檜山区若松 島牧村字本目 島牧村字泊 寿都町字湯別町下湯別 黒松内町字白井川	森警察署石谷駐在所 八雲警察署熊石駐在所 八雲警察署静狩駐在所 松前警察署江良駐在所 松前警察署小島駐在所 江差警察署石崎駐在所 江差警察署滝沢駐在所 江差警察署湯ノ岱駐在所 せたな警察署大成駐在所 せたな警察署宮野駐在所 せたな警察署若松駐在所 寿都警察署本目駐在所 寿都警察署島牧駐在所 寿都警察署湯別駐在所 寿都警察署白井川駐在所	1 級地						
	旭川								
	羽幌町大字天売字和浦 羽幌町大字焼尻字東浜	羽幌警察署天売駐在所 羽幌警察署焼尻駐在所	6 級地						
旭川	礼文町大字香深村字トンナイ 礼文町大字船泊村字ヲションナイ 利尻町杓形字日出町 利尻町仙法志字本町 利尻富士町鬼脇字鬼脇 利尻富士町鴛泊字栄町	稚内警察署香深駐在所 稚内警察署船泊駐在所 稚内警察署杓形駐在所 稚内警察署仙法志駐在所 稚内警察署鬼脇駐在所 稚内警察署鴛泊駐在所	5 級地			釧路市阿寒町阿寒湖温泉 2 丁目 別海町本別海 標津町字薫別 豊頃町大津寿町 足寄町螺湾本町 足寄町上利別本町 上土幌町字糠平南区 芽室町上美生 4 線 幕別町字五位 清水町字熊牛	釧路警察署阿寒湖畔駐在所 中標津警察署本別海駐在所 中標津警察署薫別駐在所 池田警察署大津駐在所 本別警察署螺湾駐在所 本別警察署上利別駐在所 帯広警察署糠平駐在所 帯広警察署上美生駐在所 帯広警察署糠内駐在所 新得警察署熊牛駐在所	2 級地	
	上川町字層雲峡 中川町字中川 中川町字佐久 中頓別町字小頓別 枝幸町乙忠部 稚内市字宗谷岬	旭川東警察署層雲峡駐在所 美深警察署中川駐在所 美深警察署佐久駐在所 枝幸警察署小頓別駐在所 枝幸警察署乙忠部駐在所 稚内警察署宗谷岬駐在所	2 級地			釧路市阿寒町徹別市街地本通 2 丁目	釧路警察署徹別駐在所	1 級地	

	釧路町昆布森3丁目 鶴居村鶴居西4丁目 浜中町霧多布西2条1丁目 浜中町茶内橋北東 浜中町浜中桜北 標茶町字塘路原野北7線 弟子屈町川湯温泉1丁目 根室市落石東 根室市厚床1丁目 根室市納沙布 別海町中春別東町 別海町西春別幸町 別海町尾岱沼潮見町 別海町上春別南町 別海町西春別駅前寿町 羅臼町麻布町 羅臼町栄町 浦幌町字富川 浦幌町字厚内3条通2丁目 足寄町芽登本町 陸別町字陸別東3条3丁目 幕別町忠類白銀町 鹿追町瓜幕東1丁目 広尾町字音調津 広尾町字豊似	釧路警察署昆布森駐在所 釧路警察署鶴居駐在所 厚岸警察署霧多布駐在所 厚岸警察署茶内駐在所 厚岸警察署浜中駐在所 弟子屈警察署塘路駐在所 弟子屈警察署川湯駐在所 根室警察署落石駐在所 根室警察署厚床駐在所 根室警察署納沙布駐在所 中標津警察署中春別駐在所 中標津警察署西春別駐在所 中標津警察署尾岱沼駐在所 中標津警察署上春別駐在所 中標津警察署西春別駅前駐在所 中標津警察署麻布駐在所 中標津警察署羅臼駐在所 池田警察署上浦幌駐在所 池田警察署厚内駐在所 本別警察署芽登駐在所 本別警察署陸別駐在所 帯広警察署忠類駐在所 新得警察署瓜幕駐在所 広尾警察署音調津駐在所 広尾警察署豊似駐在所	
北見	遠軽町白滝 津別町字相生 斜里町ウトロ東	遠軽警察署白滝駐在所 美幌警察署相生駐在所 斜里警察署ウトロ駐在所	2級地
	置戸町字安住 佐呂間町字浜佐呂間 湧別町字芭露 美幌町字福住 清里町緑町 西興部村字西興部 西興部村字上興部 雄武町字幌内	北見警察署勝山駐在所 遠軽警察署浜佐呂間駐在所 遠軽警察署芭露駐在所 美幌警察署福住駐在所 斜里警察署緑駐在所 興部警察署西興部駐在所 興部警察署上興部駐在所 興部警察署幌内駐在所	1級地

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条に定めるもののほか、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）の前日において北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）第12条の2第1項又は北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）第14条の2第1項の特地部局（以下「特地部局」という。）とされていた部局のうち施行日において特地部局とされないこととなった部局は、平成24年3月31日までの間（その期間内に当該部局が移転した場合にあっては、その移転した日の前日までの間。附則第5項から第10項までにおいて同じ。）、特地部局とする。
- 3 前項の規定に基づき特地部局とされた部局に勤務する職員の特地勤務手当の月額、改正後の規則第3条の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該部局に勤務している職員にあっては同条第2項各号に定める日（その日が平成10年4月1日前であるときは、平成10年4月1日。附則第5項において同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と施行日の前日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額（その額が当該職員の現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）の2分の1に相当する額を合算した額に施行日の前日における当該部局の級別区分に応じ同条第1項に定める支給割合を乗じて得た額（同日において、この規則による改正前の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）附則第7項の規定の適用を受けていた職員にあっては、その額に同日における特地勤務手当の月額と同項の規定の適用がないものとした場合の同日における特地勤務手当の月額との差額に相当する額を加算して得た額）に、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額、これらの職員以外の職員にあってはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事委員会が定める額とする。

平成19年4月1日から平成21年3月31日まで	100分の100
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	100分の75
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで	100分の50

- 4 附則第2項の規定に基づき特地部局とされた部局に在勤する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第5条第2項及び第3項又は第6条第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 施行日の前日から引き続き当該部局（施行日において道職員給与条例第12条の3第1項又は警察職員給与条例第14条の3第1項の準特地部局（以下「準特地部局」という。）に指定された部局に限る。）に在勤している職員 平成22年3月31日までの間に

あつては当該部局の級別区分を施行日の前日における級別区分とした場合に改正後の規則第5条第2項及び第3項又は第6条第3項の規定を適用して得られる額、平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間にあつては当該部局を準特地部局とした場合にこれらの規定を適用して得られる額

(2) 施行日の前日から引き続き当該部局（施行日において準特地部局に指定された部局を除く。）に在勤している職員 当該部局の級別区分を施行日の前日における級別区分とした場合に改正後の規則第5条第2項に規定する日（改正後の規則第6条第3項の規定により改正後の規則第5条第2項に規定する方法によって職員に対する特地勤務手当に準ずる手当の月額を算定する場合を含む。附則第8項において同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額（その額が当該職員の現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）を基礎として改正後の規則第5条第2項又は第6条第3項の規定を適用して得られる額に、附則第3項の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額

(3) 前各号に掲げる職員以外の職員 前各号に掲げる職員との権衡を考慮して別に人事委員会が定める額

5 施行日における級別区分が施行日の前日における級別区分より下位である部局に勤務する職員の特地勤務手当の月額は、改正後の規則第3条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までの間、同条の規定による特地勤務手当の月額に、施行日の前日から引き続き当該部局に勤務する職員にあつては同条第2項各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と施行日の前日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額（その額が当該職員の現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）の2分の1に相当する額を合算した額に当該部局の級別区分に応じた同条第1項の規定による支給割合と施行日の前日における当該部局の級別区分に応じた同項の規定による支給割合との差に相当する割合を乗じて得た額（施行日の前日において、改正前の規則附則第7項の規定の適用を受けていた職員にあつては、その額に同日における特地勤務手当の月額と同項の規定の適用がないものとした場合の同日における特地勤務手当の月額との差額に相当する額を加算して得た額）に附則第3項の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、これらの職員以外の職員にあつてはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事委員会が定める額を加算して得た額とする。

6 前項に規定する部局のうち当該部局の級別区分が2級地以下で施行日の前日における級別区分が3級地以上である部局に在勤する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第5条第2項及び第3項又は第6条第3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までの間（その期間内に当該部局が移転した場合にあつては、その移転した日の前日

までの間）、施行日の前日から引き続き当該部局に在勤している職員にあつては当該部局の級別区分を同日における級別区分とした場合にこれらの規定を適用して得られる額、これらの職員以外の職員にあつてはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事委員会が定める額とする。

7 改正後の規則第5条第1項第1号に定めるもののほか、施行日の前日において準特地部局に指定されていた部局のうち施行日において準特地部局に指定されないこととなった部局は、平成24年3月31日までの間、準特地部局とする。

8 前項の規定に基づき準特地部局とされた部局に在勤する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第5条第2項及び第3項又は第6条第3項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該部局に在勤している職員にあつては改正後の規則第5条第2項に規定する日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額（その額が当該職員の現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）を基礎として改正後の規則第5条第2項又は第6条第3項の規定を適用して得られる額に、附則第3項の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額、これらの職員以外の職員にあつてはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事委員会が定める額とする。

9 次の各号に掲げる職員に対する附則第3項から第5項まで及び附則第8項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 改正後の規則第3条第2項各号に定める日及び改正後の規則第5条第2項に規定する日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員 附則第3項中「定める日（その日が平成10年4月1日前であるときは、平成10年4月1日。附則第5項において同じ。）に受けていた」とあるのは「定める日に係る給料及び扶養手当について北海道職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成14年北海道条例第79号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の道職員給与条例及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年北海道条例第83号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定（以下「平成14年条例による改正後の給与条例の規定」という。）によるものとした場合の」と、附則第4項第2号中「受けていた」とあるのは「係る給料及び扶養手当について平成14年条例による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の」と、附則第5項中「定める日に受けていた」とあるのは「定める日に係る給料及び扶養手当について平成14年条例による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の」と、附則第8項中「受けていた」とあるのは「係る給料及び扶養手当について平成14年条例による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

(2) 改正後の規則第3条第2項各号に定める日及び改正後の規則第5条第2項に規定する日が平成15年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 附則第3項中「定める日

（その日が平成10年4月1日前であるときは、平成10年4月1日。附則第5項において同じ。）に受けていた」とあるのは「定める日に係る給料及び扶養手当について北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第66号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の道職員給与条例及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第69号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定（以下「平成15年条例による改正後の給与条例の規定」という。）によるものとした場合の」と、附則第4項第2号中「受けていた」とあるのは「係る給料及び扶養手当について平成15年条例による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の」と、附則第5項中「定める日に受けていた」とあるのは「定める日に係る給料及び扶養手当について平成15年条例による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の」と、附則第8項中「受けていた」とあるのは「係る給料及び扶養手当について平成15年条例による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

- (3) 改正後の規則第3条第2項各号に定める日及び改正後の規則第5条第2項に規定する日が平成17年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 附則第3項中「定める日（その日が平成10年4月1日前であるときは、平成10年4月1日。附則第5項において同じ。）に受けていた」とあるのは「定める日に係る給料及び扶養手当について北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第120号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の道職員給与条例及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第123号）の施行の日における同条例による改正後の警察職員給与条例の規定（以下「平成17年条例による改正後の給与条例の規定」という。）によるものとした場合の」と、附則第4項第2号中「受けていた」とあるのは「係る給料及び扶養手当について平成17年条例による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の」と、附則第5項中「定める日に受けていた」とあるのは「定める日に係る給料及び扶養手当について平成17年条例による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の」と、附則第8項中「受けていた」とあるのは「係る給料及び扶養手当について平成17年条例による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の」とする。
- 10 施行日の前日において特地部局以外の部局に勤務し、同日において改正前の規則附則第7項の規定の適用を受けていた職員が同日から引き続き当該部局に勤務する場合については、当該職員に限り、平成24年3月31日までの間、当該部局を特地部局とする。
- 11 前項の規定に基づき特地部局とされた部局に勤務する職員の特地勤務手当の月額、改正後の規則第3条の規定にかかわらず、施行日の前日における特地勤務手当の月額に、附則第3項の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 12 附則第2項から前項までの規定にかかわらず、平成24年3月31日までの間の特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当について、これらの規定により難い特別の事情があるときは、任命権者はその都度人事委員会と協議して別段の定めをすることができる。

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第2号

北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）第12条の3及び北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）第14条の3に規定する人事委員会の指定する準特地部局は、次のとおりとし、平成19年4月1日から適用する。

なお、これに伴い、平成13年北海道人事委員会告示第16号（特地部局及びその級別の指定）、平成13年北海道人事委員会告示第17号（準特地部局の指定）、平成13年人事委員会告示第18号（市町村等へ派遣される職員に係る特地部局及びその級別並びに準特地部局の指定）及び平成13年人事委員会告示第19号（派遣社会教育主事に係る特地部局及びその級別並びに準特地部局の指定）は、廃止する。

平成19年3月13日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

ア 道職員給与条例関係

支庁管内	所 在 地	部 局 名
渡島	函館市中浜町 函館市白尻町 松前町字建石 松前町字福山 松前町字福山 松前町字朝日 鹿部町字本別 森町字駒ヶ岳	渡島支庁渡島南部地区水産技術普及指導所 渡島支庁渡島南部地区水産技術普及指導所南茅部駐在 函館土木現業所松前出張所 渡島支庁渡島西部地区水産技術普及指導所 渡島保健福祉事務所松前社会福祉事務出張所 渡島西部森づくりセンター 漁業研修所 森少年自然の家
檜山	今金町字今金 今金町字今金 せたな町瀬棚区本町 せたな町北檜山区北檜山 せたな町北檜山区北檜山 せたな町北檜山区北檜山	渡島保健福祉事務所今金支所 函館土木現業所今金出張所 檜山支庁檜山北部地区水産技術普及指導所 檜山支庁檜山農業改良普及センター檜山北部支所 檜山保健福祉事務所北檜山社会福祉事務出張所 檜山森づくりセンター北檜山事務所
後志	寿都町字渡島町 黒松内町字黒松内	後志保健福祉事務所寿都社会福祉事務出張所 後志支庁後志農業改良普及センター南後志支所

	黒松内町字黒松内 蘭越町蘭越町 真狩村字真狩 共和町老古美 共和町宮丘 岩内町字清住 岩内町字相生	小樽土木現業所蘭越出張所黒松内事業所 小樽土木現業所蘭越出張所 小樽土木現業所真狩出張所 小樽土木現業所共和出張所 原子力環境センター 後志保健福祉事務所岩内地域保健部 後志支庁後志南部地区水産技術普及指導所
留萌	羽幌町港町4丁目 羽幌町栄町 羽幌町寿町 羽幌町寿町 幌延町元町	留萌支庁留萌北部地区水産技術普及指導所 羽幌病院 留萌支庁留萌農業改良普及センター 留萌土木現業所羽幌出張所 留萌家畜保健衛生所
宗谷	稚内市声間3丁目	稚内土木現業所事業部事業課
網走	北見市常呂町字栄浦 網走市能取港町1丁目 紋別市小向 斜里町文光町 清里町羽衣町 訓子府町字弥生 遠軽町大通北5丁目 遠軽町大通北5丁目 遠軽町大通北5丁目 遠軽町大通北5丁目 遠軽町福路1丁目 上湧別町字開盛 湧別町字錦 興部町字興部 興部町字興部 興部町字興部 大空町女満別中央 大空町東藻琴千草	常呂少年自然の家 水産孵化場内水面資源部道東内水面室 オホーツク紋別空港管理事務所 網走土木現業所斜里出張所 網走支庁網走農業改良普及センター清里支所 北見農業試験場 網走支庁網走農業改良普及センター遠軽支所 網走保健福祉事務所遠軽社会福祉事務出張所 網走保健福祉事務所遠軽支所 網走西部森づくりセンター遠軽事務所 網走土木現業所遠軽出張所 網走家畜保健衛生所BSE検査室 網走支庁網走農業改良普及センター遠軽支所湧別分室 網走支庁網走農業改良普及センター紋別支所興部分室 網走西部森づくりセンター 網走土木現業所興部出張所 女満別空港管理事務所 東藻琴食肉衛生検査所
胆振	厚真町新町	室蘭土木現業所厚幌ダム建設事務所
日高	日高町字緑町 平取町本町 平取町本町 浦河町向が丘西2丁目 新ひだか町静内ときわ町4丁目 新ひだか町静内こうせい町2丁目 新ひだか町静内こうせい町2丁目 新ひだか町静内こうせい町2丁目	室蘭土木現業所門別出張所 日高支庁日高農業改良普及センター日高西部支所 日高森づくりセンター平取事務所 室蘭土木現業所浦河出張所 室蘭土木現業所門別出張所静内総合治水事務所 日高支庁日高地区水産技術普及指導所静内支所 日高支庁日高農業改良普及センター 日高保健福祉事務所静内地域保健部

	新ひだか町静内旭町2丁目	日高家畜保健衛生所
十勝	新得町字新得西2線 新得町字新得西5線 新得町字上佐幌西3線 新得町3条南6丁目 芽室町新生南9線 大樹町鏡町 大樹町字下大樹 大樹町字下大樹 広尾町公園通南4丁目 広尾町東1条11丁目 本別町北1丁目 本別町西仙美里 足寄町下愛冠3丁目 足寄町常盤 足寄町南3条4丁目 足寄町南3条4丁目 浦幌町字東山町 浦幌町字万年	林業試験場道東支場 畜産試験場 十勝家畜保健衛生所西部BSE検査室 十勝保健福祉事務所新得支所 十勝農業試験場 帯広土木現業所大樹出張所 十勝支庁十勝農業改良普及センター十勝南部支所 十勝森づくりセンター大樹事務所 十勝保健福祉事務所広尾支所 十勝支庁十勝地区水産技術普及指導所 十勝保健福祉事務所本別支所 農業大学校 帯広土木現業所足寄出張所 足寄少年自然の家 十勝支庁十勝農業改良普及センター十勝東北部支所 十勝森づくりセンター足寄事務所 十勝森づくりセンター 帯広土木現業所浦幌出張所
釧路	釧路市音別町川東1丁目 厚岸町若竹町2丁目 厚岸町梅香町1丁目 厚岸町愛冠 弟子屈町桜丘3丁目	釧路森づくりセンター音別事務所 釧路支庁釧路地区水産技術普及指導所 釧路森づくりセンター 厚岸少年自然の家 釧路土木現業所弟子屈出張所
根室	別海町別海緑町 別海町別海緑町 別海町別海緑町 中標津町東1条南6丁目 中標津町東5条北3丁目 中標津町東5条北3丁目 中標津町東5条北3丁目 中標津町丸山3丁目 中標津町北中 中標津町旭ヶ丘 標津町北4条西1丁目	根室支庁根室農業改良普及センター 根室家畜保健衛生所 根室森づくりセンター 根室保健福祉事務所中標津地域保健部 根室支庁根室農業改良普及センター北根室支所 根室保健福祉事務所中標津社会福祉事務出張所 釧路土木現業所中標津出張所 水産孵化場道東支場 中標津空港管理事務所 根釧農業試験場 根室支庁根室地区水産技術普及指導所標津支所

イ 警察職員給与と条例関係

方面管内	所在地	部局名
札幌	札幌市南区定山溪温泉東3丁目	南警察署定山溪交番

石狩市八幡2丁目 当別町字中小屋 新篠津村第47線北 岩見沢市北村赤川 岩見沢市栗沢町美流渡本町 月形町字札比内 由仁町川端 夕張市南部東町 夕張市沼ノ沢 夕張市紅葉山 美唄市字茶志内原野 浦臼町字浦臼内 浦臼町字晩生内 芦別市新城町 芦別市頼城町 芦別市野花南町 積丹町大字美国町字船濶 古平町大字新地町 仁木町銀山2丁目 赤井川村字赤井川 蘭越町蘭越町 蘭越町昆布町 ニセコ町字本通 真狩村字真狩 留寿都村字留寿都 喜茂別町字喜茂別 喜茂別町字鈴川 京極町字三崎 倶知安町字寒別 共和町前田 共和町発足 共和町国富 共和町小沢 岩内町字高台 岩内町字野東 泊村大字茅沼村字白別 豊浦町字大岸 豊浦町字礼文華 壮瞥町字久保内 洞爺湖町洞爺湖温泉 厚真町京町 日高町門別本町 日高町富川東1丁目	北警察署八幡駐在所 北警察署中小屋駐在所 江別警察署新篠津駐在所 岩見沢警察署北村駐在所 岩見沢警察署美流渡駐在所 岩見沢警察署札比内駐在所 栗山警察署川端駐在所 夕張警察署南部駐在所 夕張警察署沼の沢駐在所 夕張警察署紅葉山駐在所 美唄警察署上美唄駐在所 砂川警察署浦臼駐在所 砂川警察署晩生内駐在所 芦別警察署新城駐在所 芦別警察署頼城駐在所 芦別警察署野花南駐在所 余市警察署美国駐在所 余市警察署丸山駐在所 余市警察署銀山駐在所 余市警察署赤井川駐在所 倶知安警察署蘭越駐在所 倶知安警察署昆布駐在所 倶知安警察署ニセコ駐在所 倶知安警察署真狩駐在所 倶知安警察署留寿都駐在所 倶知安警察署喜茂別駐在所 倶知安警察署鈴川駐在所 倶知安警察署京極駐在所 倶知安警察署寒別駐在所 岩内警察署前田駐在所 岩内警察署発足駐在所 岩内警察署国富駐在所 岩内警察署小沢駐在所 岩内警察署 岩内警察署野東駐在所 岩内警察署泊駐在所 伊達警察署大岸駐在所 伊達警察署礼文華駐在所 伊達警察署久保内駐在所 伊達警察署洞爺湖温泉交番 苫小牧警察署厚真駐在所 門別警察署本町駐在所 門別警察署	平取町本町 新冠町字東町 新冠町字節婦町 新冠町字朝日 新ひだか町静内古川町1丁目 新ひだか町東静内 新ひだか町三石旭町 新ひだか町三石本桐 浦河町荻伏町 浦河町字西幌別 様似町大通2丁目 えりも町字新浜	門別警察署平取駐在所 静内警察署新冠駐在所 静内警察署節婦駐在所 静内警察署朝日駐在所 静内警察署 静内警察署東静内駐在所 静内警察署三石駐在所 静内警察署本桐駐在所 浦河警察署荻伏駐在所 浦河警察署西幌別駐在所 浦河警察署様似駐在所 浦河警察署えりも本町駐在所	
		函館	長万部町字長万部 函館市中浜町 函館市日ノ浜町 函館市新八幡町 函館市尾札部町 函館市白尻町 鹿部町字鹿部 森町字駒ヶ岳 森町字砂原2丁目 八雲町野田生 八雲町落部 八雲町熊石相沼町 長万部町字国縫 長万部町字長万部 知内町字涌元 松前町字福山 松前町字荒谷 福島町字三岳 福島町字吉岡 上ノ国町字大留 上ノ国町字中須田 厚沢部町鶴町 厚沢部町館町 乙部町字緑町 乙部町字豊浜 今金町字今金 せたな町瀬棚区本町 せたな町北檜山区徳島 寿都町字渡島町 黒松内町字黒松内	函館方面本部交通課交通機動隊長万部分駐所 函館中央警察署恵山西駐在所 函館中央警察署恵山駐在所 函館中央警察署榎法華駐在所 函館中央警察署尾札部駐在所 函館中央警察署白尻駐在所 森警察署鹿部駐在所 森警察署駒ヶ岳駐在所 森警察署砂原駐在所 八雲警察署野田生駐在所 八雲警察署落部駐在所 八雲警察署相沼駐在所 八雲警察署国縫駐在所 八雲警察署長万部交番 木古内警察署涌元駐在所 松前警察署 松前警察署白神駐在所 松前警察署福島交番 松前警察署吉岡駐在所 江差警察署上ノ国駐在所 江差警察署中須田駐在所 江差警察署鶴駐在所 江差警察署館駐在所 江差警察署乙部駐在所 江差警察署豊浜駐在所 せたな警察署今金交番 せたな警察署瀬棚駐在所 せたな警察署 寿都警察署 寿都警察署黒松内駐在所

旭川	旭川市神居町神居古潭 東神楽町字志比内 愛別町字愛山 士別市上士別町16線 士別市温根別町南1線 士別市朝日町中央 名寄市字智恵文 名寄市風連町字旭 音威子府村字音威子府 稚内市声間3丁目 富良野市字山部 南富良野町字幾寅 深川市音江町字更進 北竜町字碧水 沼田町字共成 留萌市大字留萌村字幌糠 小平町字鬼鹿港町 苫前町字苫前 苫前町字古丹別 羽幌町南4条4丁目 幌延町宮園町	旭川中央警察署神居古潭駐在所 旭川東警察署志比内駐在所 旭川東警察署愛山駐在所 士別警察署上士別駐在所 士別警察署温根別駐在所 士別警察署朝日駐在所 名寄警察署智恵文駐在所 名寄警察署風連旭駐在所 美深警察署音威子府駐在所 稚内警察署声間駐在所 富良野警察署山部駐在所 富良野警察署幾寅駐在所 深川警察署更進駐在所 沼田警察署碧水駐在所 沼田警察署共成駐在所 留萌警察署幌糠駐在所 留萌警察署鬼鹿駐在所 羽幌警察署苫前駐在所 羽幌警察署古丹別駐在所 羽幌警察署 天塩警察署幌延駐在所		更別村字更別南1線 新得町4条南6丁目 新得町屈足柏町1丁目 大樹町西本通 広尾町並木通東1丁目	帯広警察署更別駐在所 新得警察署 新得警察署屈足駐在所 広尾警察署大樹駐在所 広尾警察署
	北見	北見市仁頃町 北見市常呂町字常呂 北見市留辺藁町温根湯温泉 置戸町字置戸 佐呂間町字宮前町 佐呂間町字若佐 遠軽町大通北5丁目 遠軽町生田原 遠軽町生田原安国 遠軽町丸瀬布東町 上湧別町字中湧別 上湧別町字屯田市街地 湧別町曙町 網走市字北浜 網走市字藻琴 網走市字卯原内 大空町東藻琴 美幌町字美富 津別町字旭町 津別町字活汲 津別町字本岐 斜里町本町 斜里町字中斜里 清里町札弦町 清里町羽衣町 小清水町字小清水 小清水町字浜小清水 紋別市小向 紋別市上渚滑町4丁目 滝上町字滝ノ上市街地3条通2丁目 滝上町字オシラネッ原野北2線 興部町字興部 興部町字沙留 雄武町字雄武	北見警察署仁頃駐在所 北見警察署常呂駐在所 北見警察署温根湯駐在所 北見警察署置戸駐在所 遠軽警察署佐呂間駐在所 遠軽警察署若佐駐在所 遠軽警察署 遠軽警察署生田原駐在所 遠軽警察署安国駐在所 遠軽警察署丸瀬布駐在所 遠軽警察署中湧別駐在所 遠軽警察署上湧別駐在所 遠軽警察署湧別駐在所 網走警察署北浜駐在所 網走警察署藻琴駐在所 網走警察署卯原内駐在所 網走警察署東藻琴駐在所 美幌警察署上美幌駐在所 美幌警察署津別駐在所 美幌警察署活汲駐在所 美幌警察署本岐駐在所 斜里警察署 斜里警察署中斜里駐在所 斜里警察署札弦駐在所 斜里警察署清里駐在所 斜里警察署小清水駐在所 斜里警察署浜小清水駐在所 紋別警察署小向駐在所 紋別警察署上渚滑駐在所 紋別警察署滝上駐在所 紋別警察署濁川駐在所 興部警察署 興部警察署沙留駐在所 興部警察署雄武駐在所		

道 収 用 委 員 会 告 示		
-----------------	--	--

北海道収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成19年3月13日

北海道収用委員会会長 川 村 昭 範

1 事件名

- 一般国道229号改築工事（積丹防災祈石工区・神恵内村地内）収用事件
- 2 起業者の名称
国土交通大臣
- 3 事業の種類
一般国道229号改築工事（積丹防災祈石工区―1・古宇郡神恵内村大字神恵内村字ポロシマ地内から同村大字神恵内村字鮎澗山ノ上地内まで）
- 4 裁決手続開始を決定する土地

裁 決 手 続 開 始 を 決 定 す る 土 地						土 地 所 有 者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地 番	地目	登記簿上 の 地 積 (㎡)	実 測 地 積 (㎡)	収用しよう とする土地 の面積(㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権 利 の 表 示	
										受付年月日 ・受付番号	種 類
古宇郡神恵内村 大字神恵内村 字オネナイ	490番	原野	280	280.63	36.47	共有持分3分の1 土 屋 晴 夫	福島県郡山市七ツ池町1番6号	なし	なし	なし	なし
	492番6	原野	16	30.61	30.61		東京都江戸川区西小岩3丁目32番3号				
	492番8	原野	65	64.91	36.53	共有持分3分の1 齋 藤 レ イ					
	492番9	原野	97	94.28	24.47						
古宇郡神恵内村 大字神恵内村	5番15	原野	802	362.16	350.77	共有持分3分の1 齋 藤 実	岩内郡岩内町字栄140番地 栄団地 ただし登記上の住所は 岩内郡岩内町字栄140番地				

5 裁決手続開始決定の日

平成19年3月5日